

令和2年度第3回個人住民税検討会

日時：令和2年10月12日(月)10:00～

場所：WEB会議にて開催

1 開会

2 議題

(1) 個人住民税の現年課税化

3 閉会

(配布資料)

資料1 個人住民税の現年課税化について

資料2 地方税共同機構提出資料

資料3 日本経済団体連合会提出資料

個人住民税の現年課税化について

今年度の検討会における検討の視点

- 現年課税化による企業や市町村における負担軽減に向けて、本年度は、以下のテーマについて、議論を行うこととしてはどうか。(なお、引き続き、納税者における切替時の税負担の課題があることに留意が必要。)

＜企業における年末調整事務の負担＞

- ・ 所得税の年末調整事務については、令和2年分以降、電子化が開始される予定となっており、こうした取組を参考に、企業における年末調整に係る負担軽減が考えられないか。

＜企業における住所地団体の把握、源泉徴収税額の納付＞

- ・ 企業における源泉徴収税額の納付事務については、現在、給与所得に係る特別徴収で利用されている地方税共通納税システムの活用が考えられるが、納付先となる各従業員の1月1日現在の住所地団体の把握などの課題について、どう考えるか。

＜市町村における還付・追徴事務の負担＞

- ・ 先の通常国会において、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付けについて議員立法が提出されるなど議論が行われており、仮に、そうしたことが実現することとなれば、市町村における還付事務の負担は軽減されるのではないか。

＜課税データを活用している各種制度への影響＞

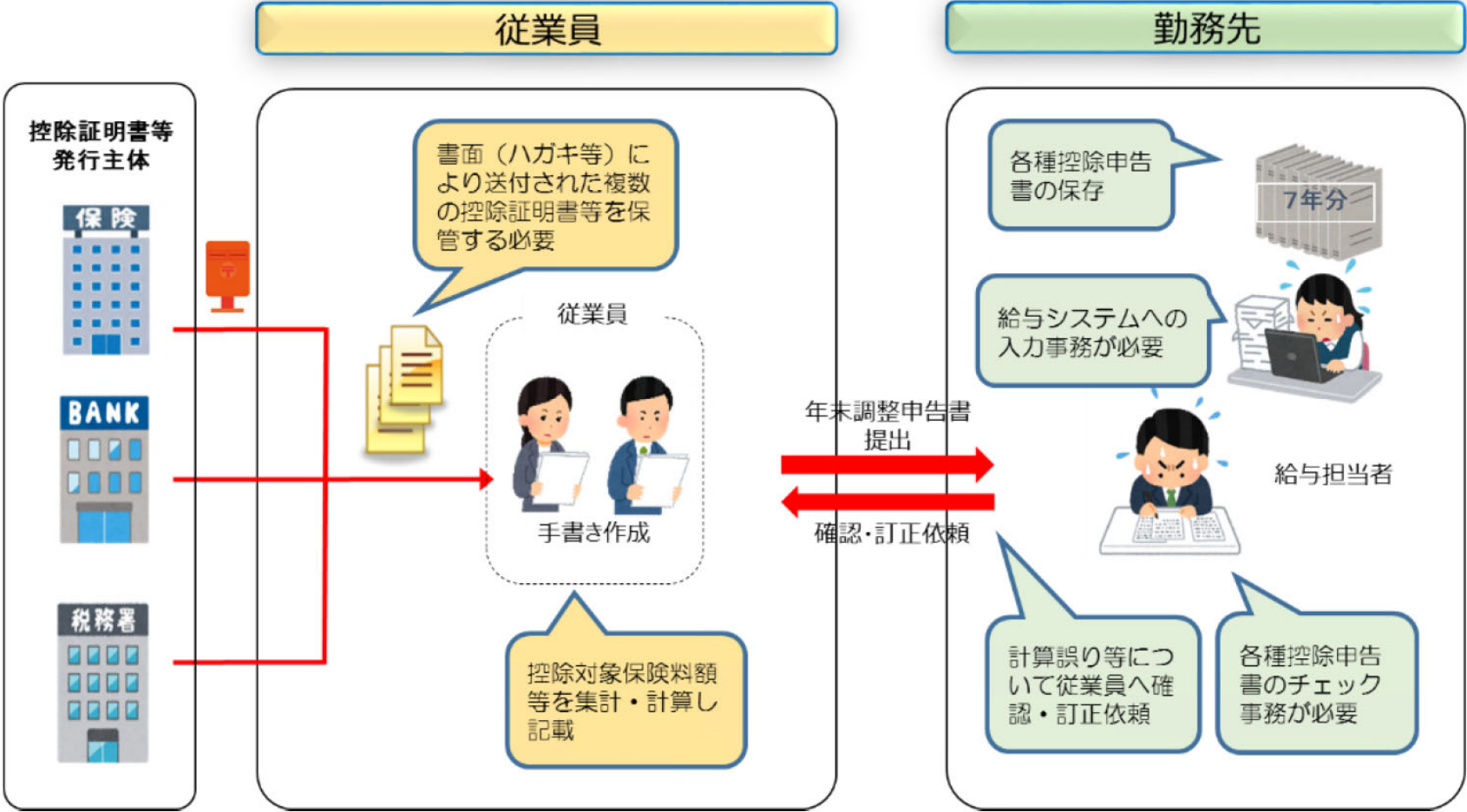
- ・ 市町村における課税情報の名寄せによって得られている個人住民税の課税データは、現在、様々な制度において活用されているが、現年課税化がこうした課税データに与える影響についてどう考えるか。

企業における年末調整事務

年末調整手順の電子化

国税庁HPより抜粋

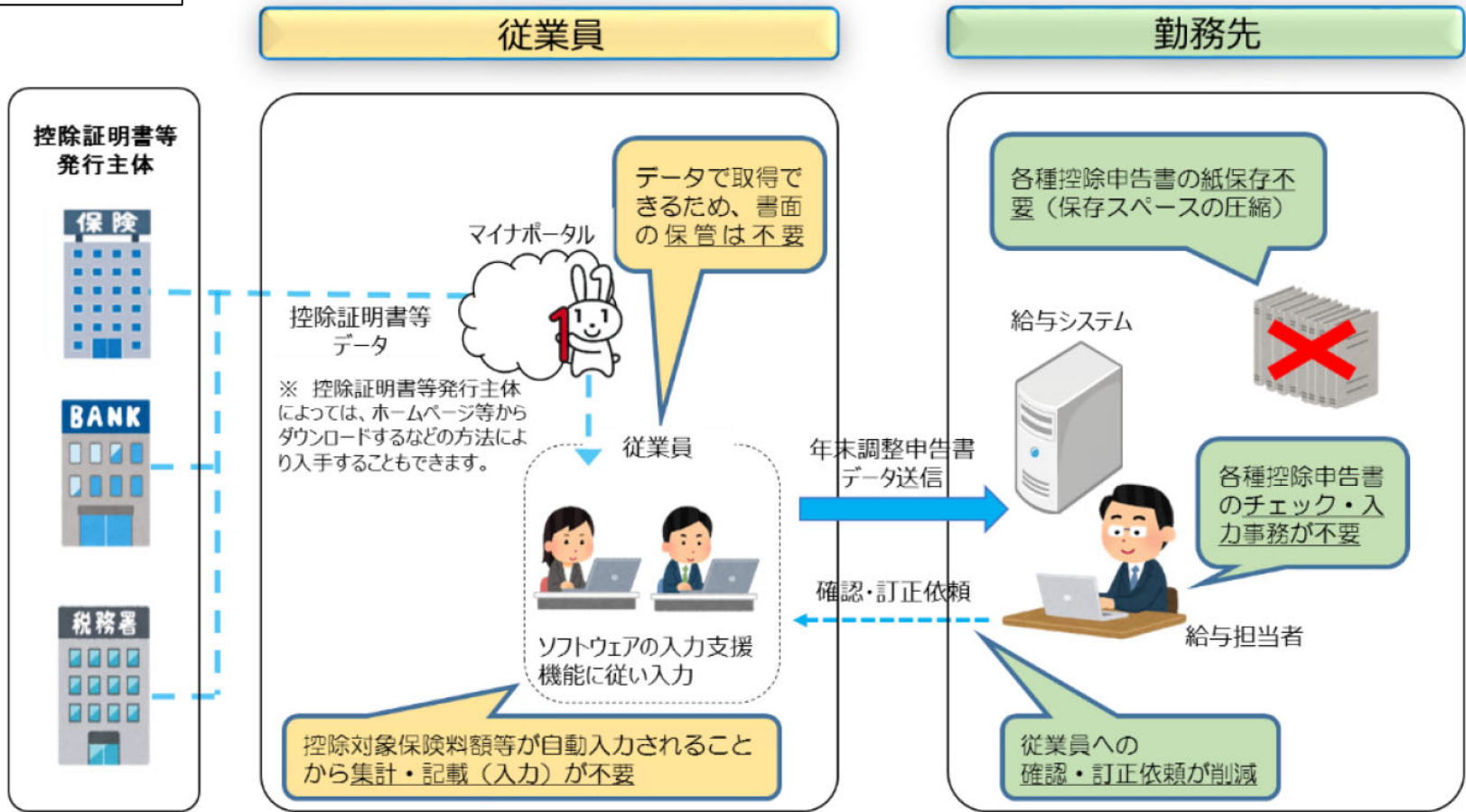
現在



電子化後

(令和2年10月以降)

国税庁HPより抜粋



○ 年末調整手順の電子化による主な変更点

区分	手続内容	これまで (電子化前)	令和2年10月以後 (電子化後)
従業員の 手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先の 手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を 給与システム等に手入力	年末調整申告書データを 給与システム等にインポート

年末調整手続の電子化のメリット

国税庁HPより抜粋

勤務先のメリット

- 1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要**
従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。
- 2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）**
従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。
- 3 従業員からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。
- 4 年末調整関係書類の保管コストの削減**
従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

- 1 控除額等の記入・手計算が不要**
これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。
また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。
- 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要**
控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。
- 3 データ提出なら押印が不要**
データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。
- 4 勤務先からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

マイナンバーと個人の銀行口座の紐付け

次期通常国会における法改正・主要内容（見込み）について

WGの検討課題

- ◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ◆ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- ◆ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- ◆ 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

次期通常国会における法改正・主要内容（見込み）

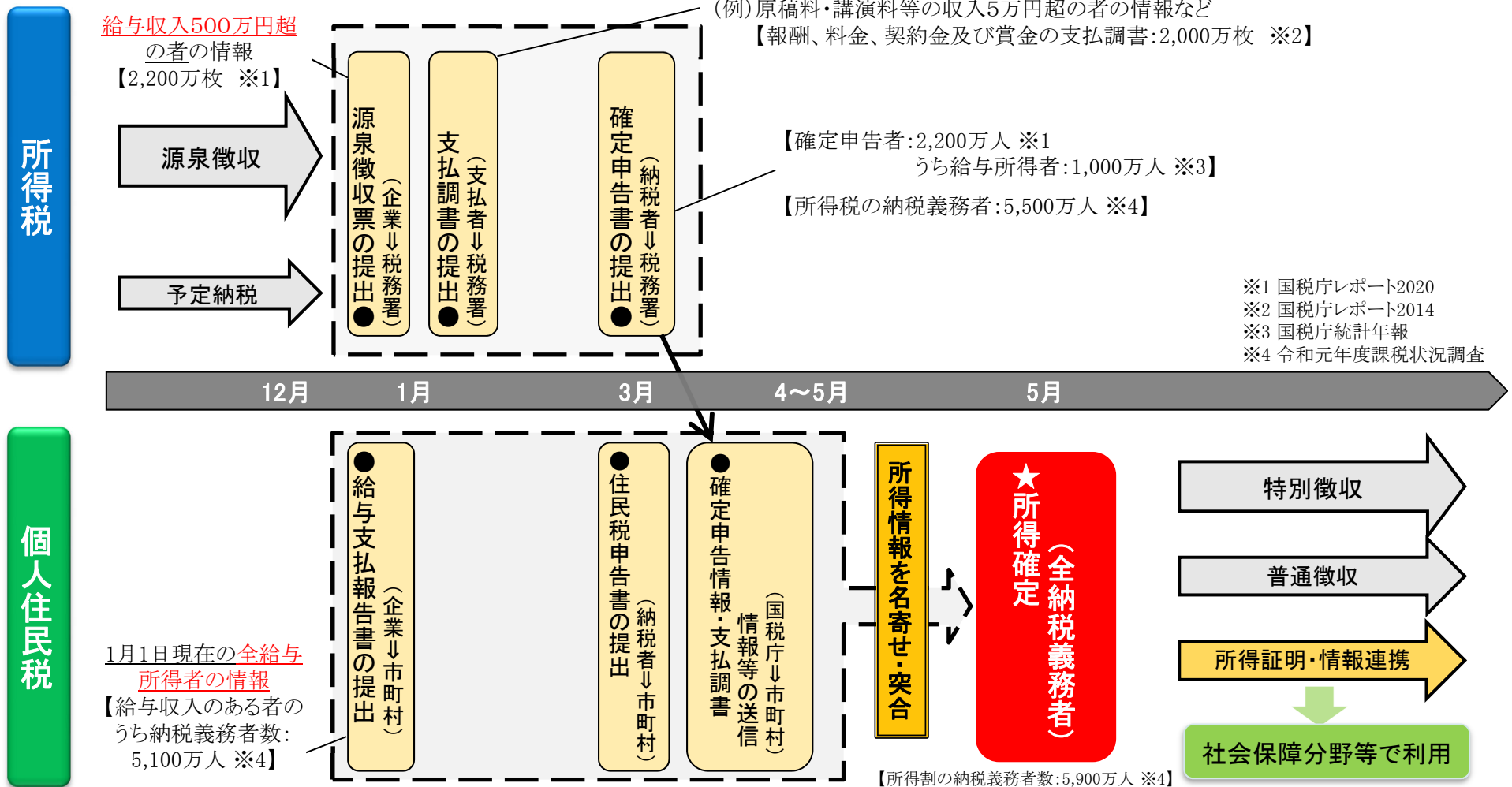
- **IT基本法等関連法制の改正**
 - ・デジタル化推進目的等の強化
 - ・デジタル庁の新設 など
- **個人情報保護法等の改正**
 - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- **番号法等の改正**
 - ・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
- **法制上の措置**
 - ・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現
 - ・預貯金付番の実効性の確保 など
- **不動産登記法等の改正**
 - ・所有者不明土地対策 など
- **番号法等の改正**
 - ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- **郵便局事務取扱法の改正**
 - ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- **法制上の措置**
 - ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
- **法制上の措置**
 - ・高齢者等のデジタル活用への支援

課税データを活用している各種制度への影響

所得税・個人住民税における所得把握への影響

- 市町村の税務当局が賦課決定するに当たり、全納税義務者について名寄せ・突合することにより確定された所得情報は、個人住民税の賦課徴収だけでなく、様々な社会保障分野で利用されている。
- こうした所得把握は引き続き必要であると考えられるが、個人住民税を現年課税化する場合に、賦課課税方式から申告納税方式に変更することも考えられる中で、こうした所得把握に影響が生じないか。

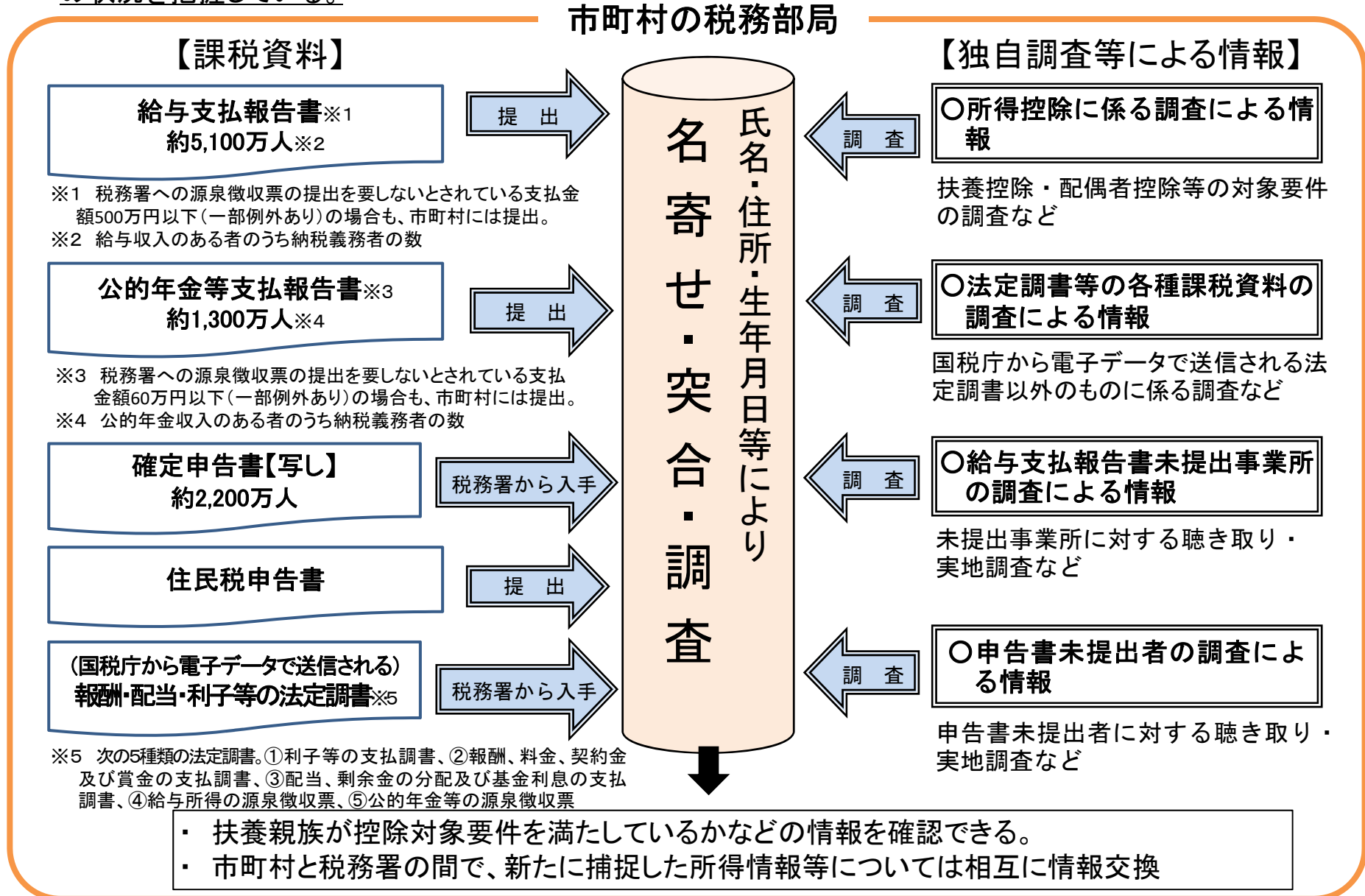
※ 賦課課税方式を維持して現年課税化する場合、市町村において以下のような所得確定作業に加え、追徴・還付事務が生じることとなる。



※1 国税庁レポート2020
 ※2 国税庁レポート2014
 ※3 国税庁統計年報
 ※4 令和元年度課税状況調査

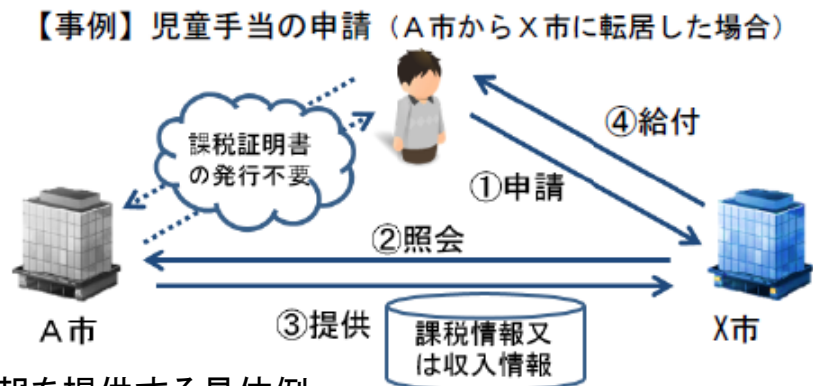
(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



(参考)マイナンバー制度における「情報連携」による所得情報等の提供

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、異なる行政機関等の間で情報提供ネットワークシステムを用いた個人情報のやり取り(情報連携)が行われている。
- ※ 所得情報等の情報提供件数(H29.7.18~R 2.5.7):2,766万件



所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

所得情報等を活用している社会保障制度等

未定稿

○ 社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、個人住民税又は所得税の総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税	関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税
児童手当(受給資格に係る所得制限)	○		私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予)	○	
母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限)	○		私立幼稚園就園奨励費補助(給付額)(予)	○	
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	○		高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予)	○	
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	○		専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予)	○	
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	○		給付型奨学金(令和元年度以前採用者)(受給資格に係る所得制限)	○	
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	○		児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	○	○
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	○	○	未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	○	○
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	○	○	養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	○	○
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	○		養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	○	
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	○		社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	○	
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	○		独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	○	○
私立大学等経常費補助(自己負担額)		○	拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	○	
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)		○	日本放送協会放送受信料(免除要件)	○	
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)		○	生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限)	○	
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		特許料金等の減免措置(減免の要件)	○	○
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		感染症患者への医療費給付等(自己負担額)		○
恩給(支給額)		○	原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予)		○
国会議員互助年金(支給額)		○	就職促進手当(受給資格に係る所得制限)		○
すまい給付金(給付額)(予)	○		中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限)		○
子ども・子育て支援制度(保育料)	○		老齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限)	○	
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	○		若年定年退職者給付金(給付額)		○
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	○		義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限)	○	○
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	○		給付型奨学金(令和2年度以降採用者)(受給資格に係る所得制限)	○	
高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限)	○		貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	○	
高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予)	○				

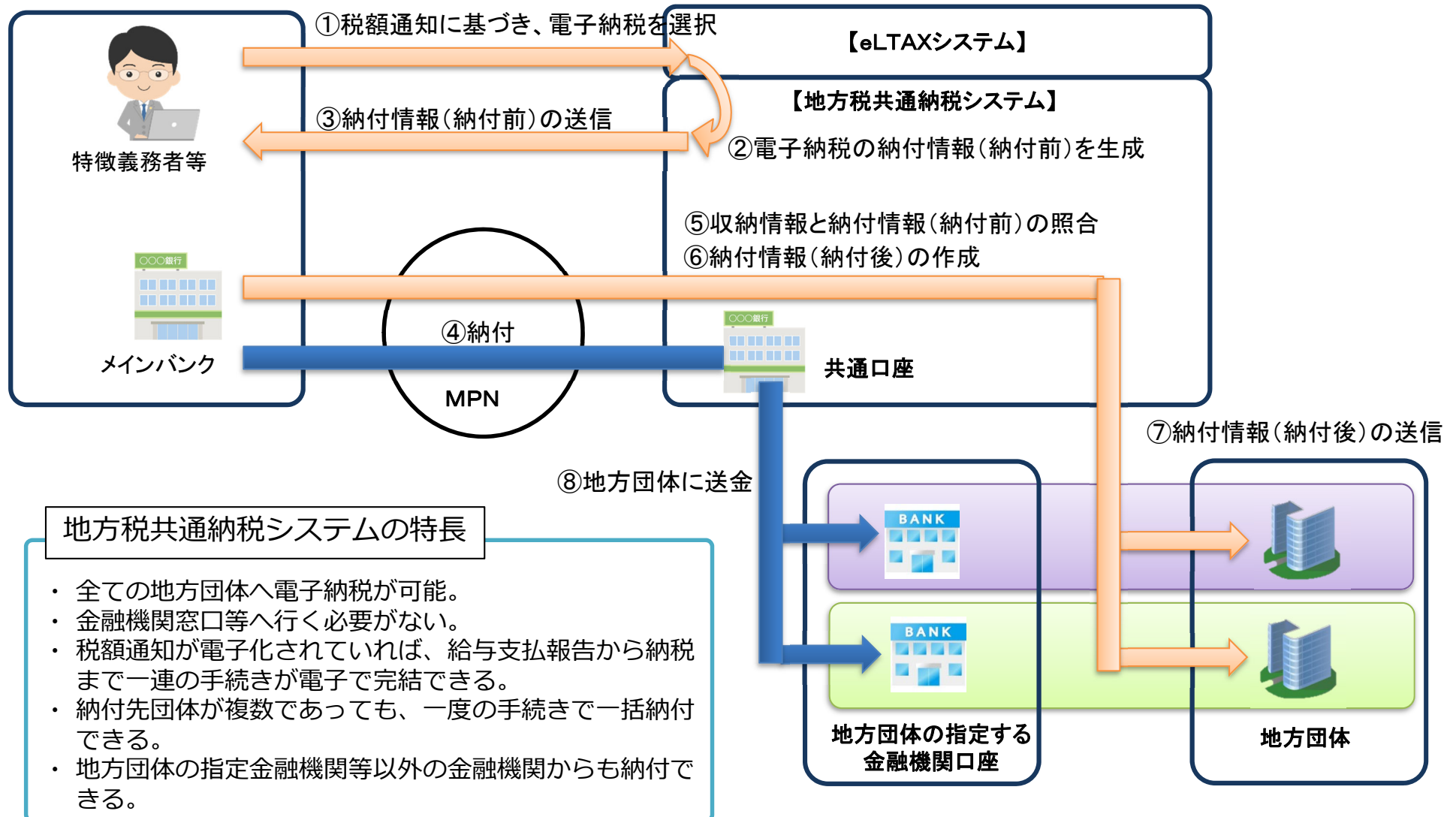
個人住民税検討会 地方税共同機構作成資料

令和2年10月12日

1 地方税共通納税システムの概要 (1/2)

令和2年10月12日
第3回個人住民税検討会
地方税共同機構資料

地方税共通納税システムによる納付の流れは以下のとおり



地方税共通納税システムの特長

- 全ての地方団体へ電子納税が可能。
- 金融機関窓口等へ行く必要がない。
- 税額通知が電子化されていれば、給与支払報告から納税まで一連の手続きが電子で完結できる。
- 納付先団体が複数であっても、一度の手続きで一括納付できる。
- 地方団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付できる。

1 地方税共通納税システムの概要 (2/2)

令和2年10月12日
第3回個人住民税検討会
地方税共同機構資料

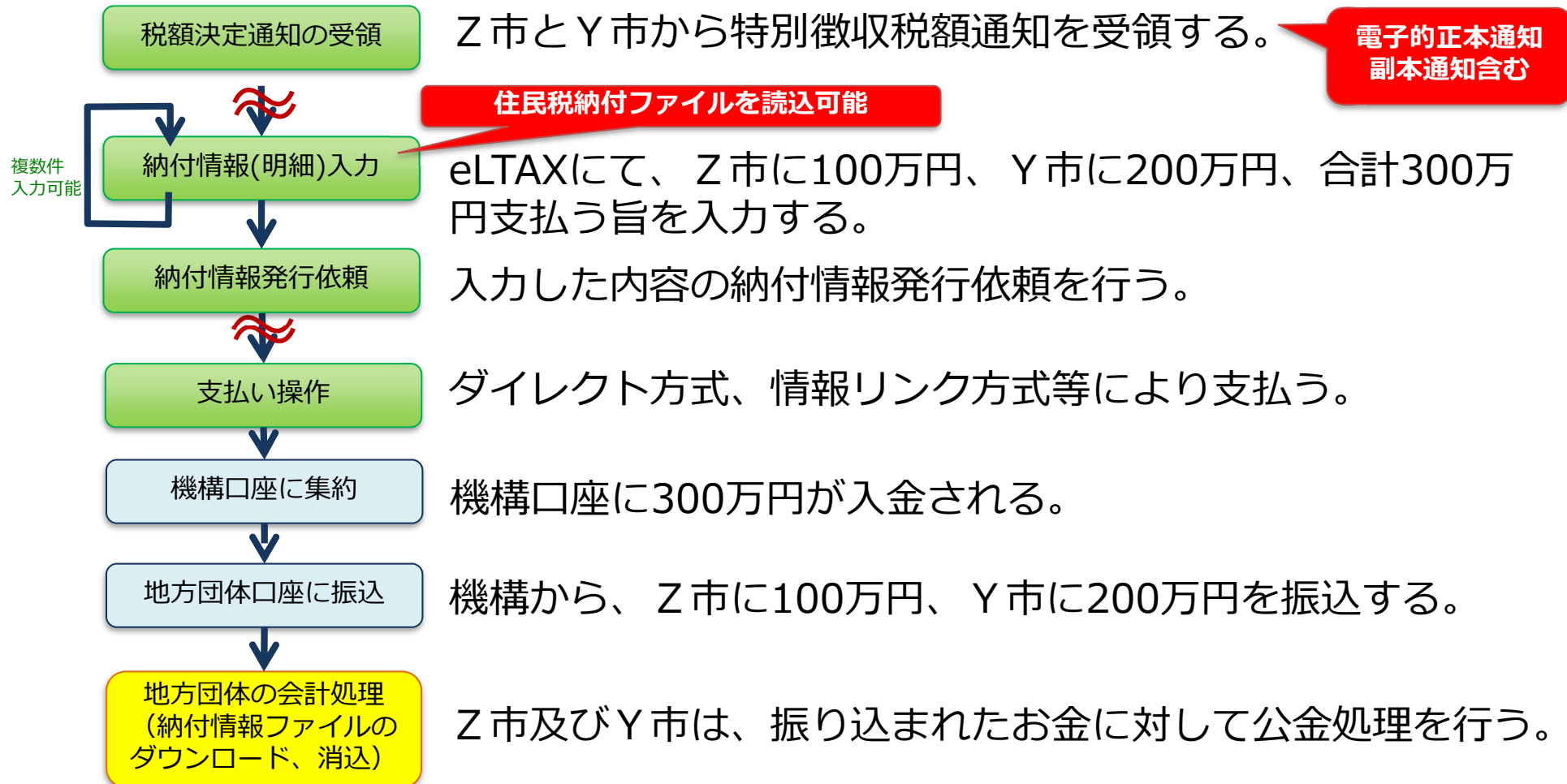
特別徴収義務者 : A社
従業員数 : 100名 (Z市、Y市に50名ずつ在住)
個人住民税 (〇月分) : Z市: 100万円 Y市: 200万円

<凡例>

納税者

機構

地方団体

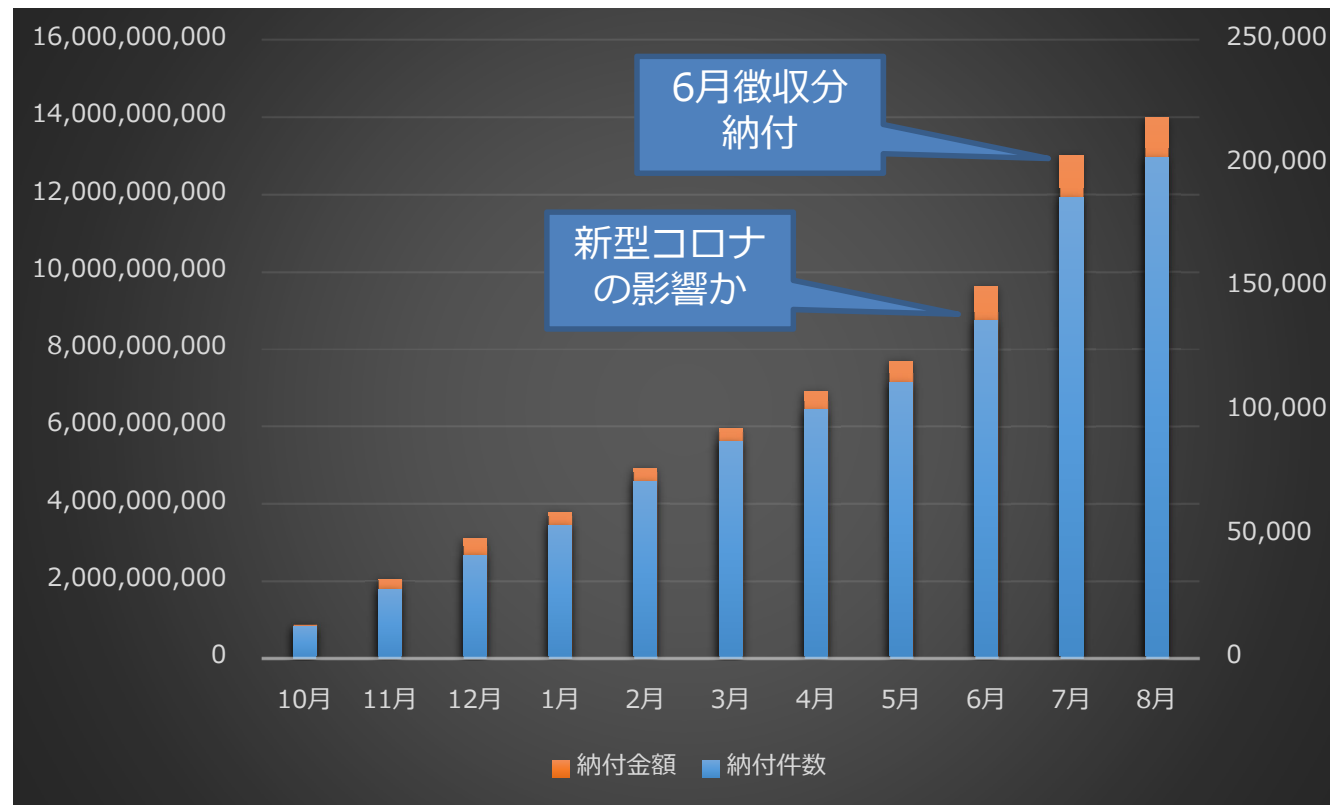


2 地方税共通納税システムの利用状況

令和2年10月12日
第3回個人住民税検討会
地方税共同機構資料

地方税共通納税システムによる個人都道府県民税・市区町村民税（特別徴収分）の納入件数、納入金額の推移は以下のとおり

	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8
納付件数 (単位：件)	12,947	27,901	41,843	54,039	71,506	87,908	100,548	111,580	136,669	186,465	202,476
対前月比	—	216%	150%	129%	132%	123%	114%	111%	122%	136%	109%
納付金額 (単位：千円)	878,114	2,053,499	3,108,974	3,777,708	4,928,528	5,961,698	6,910,367	7,699,735	9,636,487	13,026,726	14,002,040
対前月比	—	234%	151%	122%	130%	121%	116%	111%	125%	135%	107%



3 現年課税化に向けた地方税共通納税システムの活用について

企業における源泉徴収税額の納付事務については
地方税共通納税システムの利用が可能。

- eLTAXは、既に給与支払報告書や異動届の電子手続き、
税額決定通知書（特別徴収分）の電子通知、電子納税の
仕組みや、全市区町村との間のルートを構築済。
- ただし、全企業において、源泉徴収税額の納付事務を実
施を想定すると、利用率の向上や使い勝手の改善への対
策が必要。

個人住民税の現年課税化 企業の事務負担について

2020年10月12日

日本経済団体連合会 経済基盤本部

企業の事務負担に関する意見照会

対象 : 経団連 税制委員会企画部会

回答数 : 36社 (個人住民税の特別徴収に従事する人事部門等からの回答)

前提となる事務作業

- 「所得税方式」の事務フローで、給与所得者から企業が源泉徴収および年末調整を行う (P 3)。
- 過去の検討会で挙げた案を基に、特別徴収義務者の事務負担を極力抑えられる作業環境を仮定(P 4)。

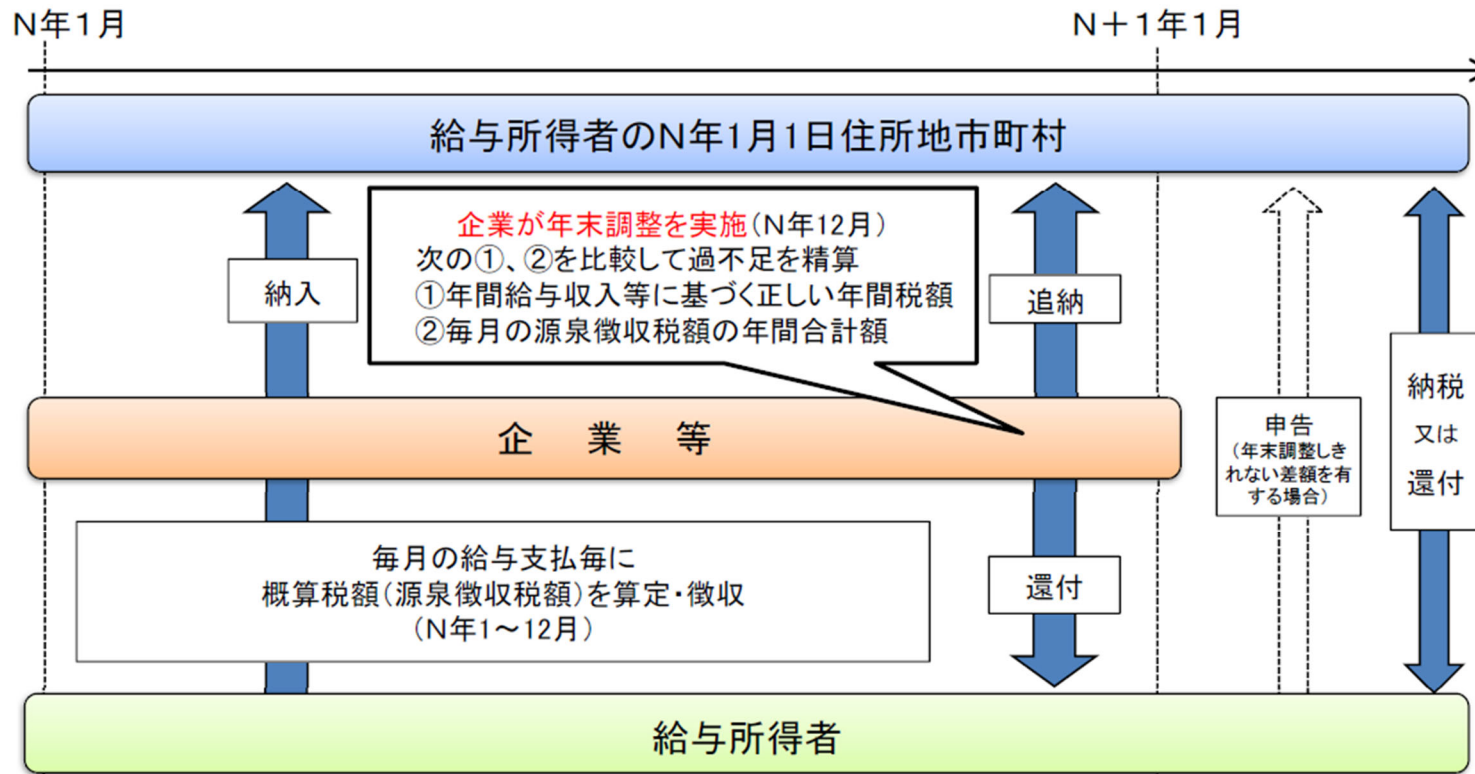
質問事項

(上記前提で現年課税化した場合に、企業の立場で)

- メリットとなり得ること
- 懸念されること

所得税方式（案）（給与所得者の場合）

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率（標準税率）に基づき税額を算定（全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収）。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



所得税方式（案）における仮定

特別徴収義務者（企業）の潜在的な事務負担	仮定
源泉徴収の段階で、自治体ごとに税率が異なるため、従業員等ごとに源泉徴収すべき税額がわからない。	源泉徴収段階で、全国一律の税率（標準税率10%）に基づき税額を算定。
年末調整の段階で、自治体ごとに税率や非課税限度額等が異なるため、従業員等ごとの追納/還付額がわからない。	年末調整の段階で、税率等（注）の地方団体毎の独自事項及び人的控除が自動反映する（共通のソフトウェアが提供される）。（注）「等」には森林環境税や復興税といった上乗せ課税を含む
年末調整の段階で、個人住民税を算定するために従業員等について追加的な情報が必要になる。 ※現在、年末調整において所得税を算定するために企業は扶養親族や生命保険料などの情報を取得している。	企業が取得する情報は、現在から追加されない。 なお、国税では本年10月から年末調整の一部電子化が行われ、個人住民税でも活用する前提。
年末調整の段階で、副収入等、企業が把握していない情報が必要になるおそれがある。	現在と同じく、従業員等が確定申告する。 P2.図中「申告（年末調整しきれない差額を有する場合）」とある部分。
従業員等の課税年度1月1日時点の住居地を把握する必要がある。年度途中に入社する社員や、一時雇用する従業員については、源泉徴収がなおさら困難。 ※現在、住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に市町村が課税団体を確定している。	マイナンバーと情報が連携され、従業員等の1月1日時点の住居地が自動反映される。 ※現在、マイナンバーで照会される住居地は課税年度中に転居届をした住居が反映されるが、課税年度1月1日時点の住居が反映されるしくみが導入される前提。また、企業が当該目的でマイナンバーを扱うことができるようになる前提。
納税すべき地方自治体を従業員等ごとに選択しなければならない。	地方税共通納税システムの拡充により、選択する必要がない。

【主な意見】 企業の立場でメリットとなり得ること

- 個人住民税の特別徴収に関わる事務負担の軽減
 - 特別徴収税額通知（納税義務者用）を従業員に送付する事務が不要となれば、事務負担が軽減される。作業・保管スペースや人件費を削減できる。
 - 特別徴収税額通知（特徴義務者用）を受領した後、自社の給与システムに源泉徴収する税額を反映させる事務がなくなる。
 - 特別徴収に係わる「給与所得者異動届」や「特別徴収切替依頼書」の提出が不要になれば、事務負担が軽減される。入社時の届出、退職時の一括徴収といった都度手続きが不要になる。
 - 企業と市区町村のやり取りがなくなることによる事務軽減（給与支払報告、決定通知配布、税額変更通知配布、市区町村からの扶養調査・居所確認がなくなると想定する）。
- 制度の分かりやすさ・従業員への周知
 - 制度移行により数年は混乱は予想されるが、所得税と同じサイクルになるため、従業員に説明しやすくなる。
 - 従業員の納得感が得られやすい。特に海外への赴任者・帰任者、所得が成果連動する職種等の前年度から所得が大きく増減する従業員について。

【主な意見】 懸念されること

● システムの移行・導入

- 月次および年末調整時の住民税税額計算フローを給与計算システムに導入するため、大規模改修が必要。
- 地方税共通納税システムの拡充や共通のソフトウェアの提供されとしても、企業が用いている給与計算システムとの連携が円滑に為されるか懸念がある。どの給与計算システムやPCを用いている会社でも問題なく使用できることが必要。
- 共通のソフトウェアで作業完結できない場合、他社の有償ソフトを利用する等の追加コストが発生する。
- 共通ソフトウェアの提供で自治体毎の独自事項の反映する場合でも、システム対応等・マスター検証等業務負荷が発生する。自治体毎の仕組みの差異をなくし、全国統一の仕組みとして頂きたい。
- システム改修や社内調整に時間を要するため、所得税方式導入の際は一定の準備期間が必要。

● マイナンバーとの情報連携

- 現在でも、マイナンバーを企業に提出しない従業員も存在する。マイナンバーに未提出者がいると成り立たないため、法整備が大前提となる。
- マイナンバーを利用する企業のリスク（情報管理、取り間違い等）が懸念される。
- 管理・登録は社外委託しているため、情報連携に用いる場合、時間を要する。
- セキュリティの観点で通常業務と比べ業務量が増加するため
- 新規雇用者（4月新卒新入社員等）については、雇用初月の給与・源泉徴収税額計算時までにマイナンバーの取得が間に合わない（＝マイナンバーによる1月1日時点の住居地の自動的に把握されない）可能性がある。納付先の自治体の指定等、個別対応が必要となる可能性がある。
- 海外からの年内帰国者が、1月2日以降に住居登録を行った場合、納税先の市町村を抽出できないのではないかと懸念がある。

【主な意見】 懸念されること（続き）

● 事務負担

- 12月の繁忙期に住民税と所得税両方の年末調整を行うこととなり、企業側は相当な負担の増加となることが想定される。
- 年末調整計算から法定調書提出までの期間は短い。このことから年末調整の段階で作業増加することは人件費の増加にもつながり、働き方改革の観点からも避けるべきと考える。
- 昨今、法改正が続いており、年末調整業務に負荷が大きい上に住民税の年末調整業務が重なることで担当者の負荷が心配される。
- 年末調整時の必要書類が増えない仮定でも、計算結果の確認等は必要であるため、その分の負担増加は避けられない。
- 所得税のように過年度分の扶養是正を行うことも想定されると、所得税との事務の重複感が懸念されます
- 制度移行時は、従業員への周知の難しさおよび従業員からの問合せ増加が懸念される。
- 住民税の算出根拠に関する問い合わせが、人事担当者に寄せられることが想定される。

● その他 仮定について

- 所得税の源泉徴収区分が「甲」以外の従業員（別の企業で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員や、日雇い、短期間雇用）については特別徴収が不要となるのか不明確。
- 給与支払報告書を市区町村へ提出する必要がなくなるのか（源泉徴収票のみで問題ないのか）。
- ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用する場合、現行は毎月徴収する住民税から控除されるため、源泉徴収段階で、一律の税率に基づき税額を算定する場合、年末調整または確定申告で控除する手当てが必要になるのではないかと懸念される。

<参考調査> 企業における年末調整の電子化（令和2年10月開始）の検討状況について（回答結果）

本年分からの導入	回答数
あり	13
なし	23

導入しなかった理由(複数回答可)	回答数
給与システム等の改修	18
従業員への周知	1
検討していない	2
その他	0
未回答	2

導入見込み	回答数
令和3年分所得税	5
令和4年分所得税	0
令和5年分所得税	0
未定	18

